各都道府県介護保険担当課(室) 各市町村介護保険担当課(室) 各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局 総務課介護保険指導室

介護保険最新情報

今回の内容

「老人福祉施設に係る指導監査について」の 一部改正について(通知)計31枚(本紙を除く)

> Vol.1289 令和6年7月5日

厚生労働省老健局

総務課介護保険指導室

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう よろしくお願いいたします。

連絡先 TEL: 03-5253-1111(内線 3957、3958)

FAX: 03-3592-1281

老発0704第8号令和6年7月4日

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

厚生労働省老健局長 (公印省略)

「老人福祉施設に係る指導監査について」の一部改正について(通知)

老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく老人福祉施設(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに限る。以下同じ。)に対する指導監査については、「老人福祉施設に係る指導監査について」(令和3年11月15日老発第1115第4号においてお示ししていますが、今般、別紙のとおりその一部を改正することとしたので通知します。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定による技術的助言として発出します。

別紙 老人福祉施設に係る指導監査について(令和3年11月15日老発第1115第4号) 別添「老人福祉施設指導監査指針」一部 改正

| | | | 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|---|---|-----------|---------------|------------|---|----------------|-------|-------------------------------|--------------|--|--|--|
| 别 | 添 | | 老人福祉施設指導監査指針 | | 另 | 別添老人福祉施設指導監査指針 | | | | | | |
| | | (略) | | | | (| 各) | | | | | |
| 別 | 紙 | | 確認項目及び確認文書 | | 另 | 川紙 | | 確認項目及び確認文書 | | | | |
| | | 確認項目 確認文書 | | | | | | 確認項目 | 確認文書 | | | |
| | 人 | 職員の | ○入所者に対し、職員数は | ○職員の勤 | | 人 | 職員の | ・入所者に対し、職員数は | • 勤務実績 | | | |
| | 員 | 配置 | 適切であるか | 務体制及 | | 員 | 配置 | 適切であるか | <u>表/タイ</u> | | | |
| | | (養第 | ○必要な専門職が配置さ | び勤務実 | | | (養第 | <u>・</u> 必要な専門職が <u>揃って</u> い | <u>ムカード</u> | | | |
| | | 12条) | <u>れて</u> いるか | 績がわか | | | 12条) | るか | •勤務体制 | | | |
| | | (特第 | ○専門職は必要な資格を | <u>るもの</u> | | | (特第 | ・専門職は必要な資格を有 | 一覧表 | | | |
| | | 12条、第 | 有しているか | (例:勤務 | | | 12条、第 | しているか | <u>・職員の資</u> | | | |
| | | 56条) | | 体制一覧 | | | 56条) | | 格証 | | | |
| | | | | 表、勤務実 | | | | | | | | |
| | | | | <u>績表)</u> | | | | | | | | |
| | | | | ○職員の勤 | | | | | | | | |

| | | | 怠けのイド、型ム資のてとる(例資料をあるから、一覧・サービン・一覧・サービン・のでとる(のできるのでとる)のをおりのできる。のをおりのできる。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおります。のをおりまする。のをおりまする。のをおりまする。のをおりまする。のをおりまする。のをおりまする。のをおりまする。のをおりまする。のをおりまする。のをおりまする。のをおりまする。のをおりまする。のをおりまする。のをおりまする。のをおりまする。のをおりまする。のをおります | | | | |
|---|---------------------------|-------------|---|---|------------------------------------|----------------------|--------------|
| 設 | 設備 | ○必要な設備を有してい | <u>の写し)</u> ○平面図 | 設 | 設備 | <u>・</u> 目的に沿った仕様になっ | <u>・</u> 平面図 |
| 備 | (養第 | | | 備 | (養第 | ているか【目視】 | |
| | | ○目的に沿った仕様にな | | | 3条、第 | | |
| | 4条、第 | っているか【目視】 | | | 4条、第 | | |
| | 11条) | | | | 11条) | | |
| | (特第 3条、第 | | | | (特第3条、第 | | |
| | 3 年 、 第 4 条、 第 | | | | 3 采、第 4 条、第 | | |

| | 11条、第 | | | | 11条、第 | | |
|---|-------|-----------------------------|---------------|---|--------|------------------------------|----------------|
| | 35条、第 | | | | 35 条、第 | | |
| | 55条、第 | | | | 55条、第 | | |
| | 61条) | | | | 61条) | | |
| 運 | 運営規 | ○運営における重要事項 | ○運営規程 | 運 | 運営規 | <u>・</u> 運営における重要事項 | <u>•</u> 運営規程 |
| 営 | 程 | — (別表) について定めて | | 営 | 程 | (別表) について定めて | |
| | (養第 | いるか | | | (養第 | いるか | |
| | 7条) | | | | 7条) | | |
| | (特第 | | | | (特第 | | |
| | 7条、第 | | | | 7条、第 | | |
| | 34条) | | | | 34条) | | |
| | 非常災 | ○非常災害(火災、風水害、 | <u>○</u> 非常災害 | | 非常災 | · 非常災害 (火災、風水害、 | <u>・</u> 非常災害 |
| | 害対策 | 地震等) に対する具体的 | 時の対応 | | 害対策 | 地震等) 対応に係るマニ | 時対応マ |
| | (養第 | 計画はあるか | 計画(管轄 | | (養第 | ュアルがあるか | ニュアル |
| | 8条) | <u>○</u> 非常災害時の <u>関係機関</u> | 消防署へ | | 8条) | <u>・</u> 非常災害時の <u>連絡網等は</u> | (対応計 |
| | (特第 | への通報及び連携体制 | <u>届け出た</u> | | (特第 | 用意されているか | <u>画)</u> |
| | 8条) | は整備されているか | 消防計画 | | 8条) | ・防火管理に関する責任者 | <u>•</u> 運営規程 |
| | | ○避難・救出等の訓練を定 | (風水害、 | | | <u>を</u> 定めているか | <u>•</u> 避難訓練 |
| | | <u>期的に</u> 実施しているか | 地震対策 | | | <u>・消火・</u> 避難訓練を実施し | の <u>記録</u> |
| | | | 含む) 又は | | | ているか | <u>•</u> 通報、連絡 |
| | | | これに準 | | | | 体制 |
| | | | <u> ずる計画)</u> | | | | ・消防署へ |
| | | | ○運営規程 | | | | の届出 |

| | | ○避難・救出等訓練の実施状況がわかるもの○通報、連絡体制がわめるもの | | | | ・消防用設 備点検の 記録 |
|--|--|--|--|--|--|--|
| 記録 (養第 9条) (特第 9条) | ○入所者の処遇(入所者の 処遇に関する計画、具体 的な処遇の内容、その他 必要な事項)を記録し、 保存しているか | ○サービス 提供記録 ○処遇に関 する記録 ○モニタリ ングの結 果がわか るもの | | 記録 (養第 9条) (特第 9条) | ・処遇に関する計画にある 目標を達成するための 具体的なサービスの内容が記載されているか ・日々のサービスについて、具体的な内容や入所者の心身の状況等を記録しているか | サービス 提供記録 ・処遇に関する記録 ・業務日誌 ・エーグント ト |
| 施設長 (養 <u>第</u> 6条、第 12条) (特第 6条、第 12条、第 | ○施設長は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か | | | 施設長 (養第 12条) (特系 6条、第 12条、第 56条) | ・施設長は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か | - 施設長の 雇用形態 が <u>分かる</u> 文書 ・施設長の <u>勤務実績</u> 表/タイ |

| 56条) | | 実績がわ | | | | ムカード |
|------|---------------------|--------------------------------------|--|------|----------------------|---------------|
| | | かるもの | | | | |
| | | (勤務体 | | | | |
| | | 制一覧表、 | | | | |
| | | 勤務実績 | | | | |
| | | 表) (| | | | |
| | | ○施設長の勤怠状況 | | | | |
| | | がわかる | | | | |
| | | <u>もの (例:</u> | | | | |
| | | タイムカ | | | | |
| | | ード、勤怠 | | | | |
| | | 管理シス | | | | |
| | | <u>テム)</u> | | | | |
| 入退所 | ○入所者の心身の状況、生 | | | 入退所 | ・入所者の心身の状況、生 | <u>・</u> アセスメ |
| (養第 | 活歴、病歴等の把握に努 | ント <u>の結</u> | | (養第 | 活歴、病歴等の把握に努 | ント <u>シー</u> |
| 14条) | めているか | 果がわか | | 14条) | めているか | <u> </u> |
| (特第 | ○入所者が居宅において | <u> るもの</u> | | (特第 | <u>・</u> 入所者が居宅において日 | <u>・</u> モニタリ |
| 13条) | 日常生活を営むことが | <u>〇</u> モニタリ | | 13条) | 常生活を営むことがで | ング <u>シー</u> |
| | できるか、多職種(生活 | ング <u>の結</u> | | | きるか、多職種(生活相 | <u> </u> |
| | 相談員、介護職員、看護 | 果がわか | | | 談員、介護職員、看護職 | <u>・</u> 施設サー |
| | 職員等)で定期的に協 | <u> るもの</u> | | | 員等)で定期的に協議・ | ビス計画 |
| | 議・検討しているか <u>(養</u> | <u>○</u> 施設サー | | | 検討しているか | <u>•</u> 入所検討 |

| | 護老人ホームを除く) | ビス計画 | | | | 委員会会 |
|-------|--------------|---------------|---|------|----------------------|---------------|
| | | ○ 入所検討 | | | | 議録 |
| | | 委員会会 | | | | |
| | | 議録 | | | | |
| 処遇に | ○入所者の心身の状況、希 | ○処遇に関 |] | 処遇に | ・入所者の心身の状況、希 | <u>・</u> 処遇に関 |
| 関する | 望等を踏まえて処遇に | する(施設 | | 関する | 望等を踏まえて処遇に | する(施設 |
| 計画 | 関する計画が立てられ | サービス) | | 計画 | 関する計画が立てられ | サービス) |
| (養第 | ているか | 計画 | | (養第 | ているか | 計画 |
| 15 条) | ○当該計画に際し、本人の | (入所者 | | 15条) | ・処遇に関する計画を本人 | (入所者 |
| (特第 | 同意を得ているか (養護 | の同意が | | (特第 | や家族に説明し、同意を | 又は家族 |
| 14条) | 老人ホームを除く) | あったこ | | 14条) | 得ているか | の署名、捺 |
| | ○達成状況に基づき、新た | とがわか | | | <u>・</u> 達成状況に基づき、新た | 印若しく |
| | な処遇に関する計画が | るもの) | | | な処遇に関する計画が | は電磁的 |
| | 立てられているか | <u>○</u> サービス | | | 立てられているか | 記録によ |
| | | 提供記録 | | | | <u>り</u> 同意が |
| | | <u>○</u> 処遇に関 | | | | あったこ |
| | | する記録 | | | | とがわか |
| | | | | | | るもの) |
| | | | | | | <u>・</u> サービス |
| | | | | | | 提供記録 |
| | | | | | | <u>・</u> 処遇に関 |
| | | | | | | する記録 |
| 処 遇 方 | ○生命又は身体を保護す | ○身体的拘 | | 処遇方 | <u>・</u> 生命又は身体を保護する | <u>•</u> 身体的拘 |

| I | | 1 . tata | | | 6.1 |) | 1 |
|------|--------------------------|--|-------|---------------------|-------|---|--|
| • | るため、緊急やむを得な | 東等の記 | | | | | 東廃止に |
| 養第 | い場合を除き、身体 <u>的</u> 拘 | 録(身体的 | | | (養第 | 場合を除き、身体拘束そ | 関する(適 |
| (条) | 東 <u>等 (身体拘束</u> その他入 | 拘束等が | | | 16条) | の他入所者の行動を制 | 正化のた |
| 、特 第 | 所者の行動を制限する | ある場合) | | | (特第 | 限する行為を行ってい | めの <u>)</u> 指針 |
| 条、第 | 行為 <u>を含む)</u> を行ってい | ○身体的拘 | | | 15条、第 | ないか | <u>•</u> 身体的拘 |
| (条) | ないか | 東 <u>等の</u> 適 | | | 36条) | ・身体拘束等の適正化を図 | 束の適正 |
| | ○身体的拘束等を行う場 | 正化のた | | | | っているか (身体拘束を | 化検討委 |
| | 合に要件(切迫性、非代 | めの指針 | | | | 行わない体制づくりを | 員会名簿 |
| | 替性、一時性)を全て満 | ○身体的拘 | | | | 進める策を講じている | ・身体的拘 |
| | たしているか | 東 <u>等</u> の適 | | | | <u>カゝ)</u> | 東の適正 |
| | ○身体的拘束等を行う場 | 正化検討 | | | | ・やむを得ず身体拘束をし | 化検討委 |
| | 合、その態様及び時間、 | 委員会 <u>の</u> | | | | ている場合、家族等に確 | 員会議事 |
| | その際の利用者の心身 | 開催状況 | | | | 認をしているか | <u>録</u> |
| | の状況並びに緊急やむ | 及び結果 | | | | | • (身体拘束 |
| | を得ない理由を記録し | がわかる | | | | | がある場 |
| | ているか | <u>もの</u> | | | | | 合)入所者 |
| | ○身体的拘束等の適正化 | ○身体的拘 | | | | | の記録、家 |
| | のための対策を検討す | 東等の適 | | | | | 族への確 |
| | る委員会を3月に1回 | 正化のた | | | | | 認書 |
| | 以上開催しているか | めの研修 | | | | | |
| | ○身体的拘束等の適正化 | の開催状 | | | | | |
| | のための指針を整備し | 況及び結 | | | | | |
| | ているか | 果がわか | | | | | |
| · • | 養 第 条) 特 条、第 | 養第 条) 特第 条) 特第 条、第 条、第 条、第 条) ②身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全で時間、一時性)を全で時間、一時性のがある。 一方、そのにはない。 一方、そのにはない。 一方のは、一方のがでは、一方ののがでは、一方のでは、一方のがでは、一方のがでは、一方のがでは、一方のがでは、一方のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、の | 養第 条) | 養第 に場合を除き、身体的拘束等が の | 養第 条) | 養 第 い場合を除き、身体的拘 東等 (身体的東等の他入 所者の行動を制限する ある場合) (特 第 条、第 行為を含む)を行ってい 京 等の適 正化のた かの指針 合に要件(切迫性、非代 替性、一時性)を全て満 たしているか (身体的拘束等を行う場 合、その態様及び時間、その際の利用者の心身 所催状況 及び結果 がわかる を得ない理由を記録しているか (身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催しているか (身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催しているか (身体的拘束等の適正化のための指針を整備し のための指針を整備し のための指針を整備し の 開催状況 ス及び結 | 養第 い場合を除き、身体的拘束等での他入所者の行動を制限する存為を含む)を行っている場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているか。 |

| | ○介護職員その他の従業 | <u> るもの</u> | | | | |
|---------------|--------------|---------------|--|---------------|-------------------------------|---------------|
| | 者に対し、身体的拘束等 | | | | | |
| | の適正化のための研修 | | | | | |
| | を定期的に開催してい | | | | | |
| | <u>るか</u> | | | | | |
| 介護 | ○入浴回数は適切か、褥瘡 | <u>○</u> サービス | | 介護 | <u>・</u> 入浴回数は適切か、褥瘡 | <u>・</u> サービス |
| (特第 | 予防体制は整備されて | 提供記録 | | (特第 | 予防体制は整備されて | 提供記録 |
| <u>16</u> 条、第 | いるか | | | <u>18</u> 条、第 | いるか | /業務日 |
| 37条、第 | | | | 37条、第 | | <u> </u> |
| 57条、第 | | | | 57条、第 | | |
| 62条) | | | | 62条) | | |
| 入所者 | ○おおむね3月以内に退 | <u>○</u> サービス | | 入所者 | <u>・概ね</u> 3 <u>か</u> 月以内に退院す | <u>・</u> サービス |
| の入院 | 院することが明らかに | 提供記録 | | の入院 | ることが明らかに見込 | 提供記録 |
| 期間中 | 見込まれるときに適切 | | | 期間中 | まれるときに適切な便 | /業務日 |
| の取扱 | な便宜を供与している | | | の取扱 | 宜を供与しているか | 誌 |
| V | カュ | | | <i>V</i> \ | | |
| (特第 | | | | (特第 | | |
| 22条) | | | | 22条) | | |
| 緊急時 | ○配置医師等との連携方 | ○緊急時等 | | 緊急時 | ・緊急時対応マニュアル等 | • 緊急時対 |
| 等の対 | 法その他の緊急時にお | における | | 等の対 | が整備されているか | 応マニュ |
| 応 | ける対応方法が定めら | 対応方法 | | 応 | ・緊急事態が発生した場 | アル |
| (特第 | れているか | を定めた | | (特第 | 合、速やかに配置医師と | ・サービス |
| 22 条の | ○当該方法は年1回以上 | <u>もの</u> | | 22 条の | 連携をとっているか | 提供記録 |

| | | | T - \ | | |
|-------|-----------------|------------------------|--------|----------------------|------------------------|
| 2) | <u>見直されているか</u> | | 2) | | |
| 勤務体 | ○職員の勤務体制が定め | ○職員の勤 | 勤務体 | ・職員の勤務体制が定めら | <u>・</u> 雇用の形 |
| 制の確 | られているか | 務体制及 | 制の確 | れているか | 態(常勤・ |
| 保等 | ○サービス提供は施設の | び勤務実 | 保等 | <u>・</u> サービス提供は施設の職 | 非常勤)が |
| (養第 | 職員によって行われて | 績がわか | (養第 | 員によって行われてい | わかる <u>文</u> |
| 23条) | いるか (養護老人ホーム | <u>るもの</u> | 23 条) | るか (養護老人ホームを | <u>書</u> |
| (特第 | を除く) | (例:勤務 | (特第 | 除く) | <u>•</u> 研修計画 <u>、</u> |
| 24条、第 | ○入所者の処遇に直接影 | 体制一覧 | 24 条、第 | <u>・</u> 入所者の処遇に直接影響 | 実施記録 |
| 40条) | 響する業務を委託して | 表、勤務実 | 40条) | する業務を委託してい | • 方針、相談 |
| | いないか (同上) | <u>績表)</u> | | ないか (同上) | 記録 |
| | ○資質向上のために研修 | ○雇用の形 | | <u>・</u> 資質向上のために研修の | |
| | の機会を確保している | 態(常勤・ | | 機会を確保しているか | |
| | カュ | 非常勤) が | | <u>・</u> 認知症介護に係る基礎的 | |
| | ○認知症介護に係る基礎 | わかる <u>も</u> | | な研修を受講させるた | |
| | 的な研修を受講させる | <u>Ø</u> | | めに必要な措置を講じ | |
| | ために必要な措置を講 | <u>○</u> 研修 <u>の</u> 計 | | ているか | |
| | じているか | 画及び実 | | ・性的言動、優越的な関係 | |
| | ○性的言動、優越的な関係 | 績がわか | | を背景とした言動によ | |
| | を背景とした言動によ | <u> るもの</u> | | る就業環境が害される | |
| | る就業環境が害される | ○職場にお | | ことの防止に向けた方 | |
| | ことの防止に向けた方 | けるハラ | | 針の明確化等の措置を | |
| | 針の明確化等の措置を | スメント | | 講じているか | |
| | 講じているか | による就 | | | |

| | | 業環境悪 | | | |
|--------|-------------------------------|------------------------|--------|----------------------|------------------------|
| | | 化防止の | | | |
| | | ための方 | | | |
| | | <u>針</u> | | | |
| 業務継 | ○感染症、非常災害発生時 | ○業務継続 | 業務継 | · 感染症、非常災害発生時 | <u>・</u> 業務継続 |
| 続 計 画 | のサービスの継続実施 | 計画 | 続 計 画 | のサービスの継続実施 | 計画 |
| の策定 | 及び早期の業務再開の | <u>○</u> 研修 <u>の</u> 計 | の策定 | 及び早期の業務再開の | <u>・</u> 研修 <u>及</u> て |
| 等 | 計画 (業務継続計画) の | 画及び実 | 等 | 計画 (業務継続計画) の | 訓練計画 |
| (養第 | 策定及び必要な措置を | 績がわか | (養第 | 策定及び必要な措置を | 実施記録 |
| 23 条の | 講じているか | <u> るもの</u> | 23 条の | 講じているか | |
| 2) | ○職員に対する計画の周 | ○訓練の計 | 2) | ・職員に対する計画の周 | |
| (特第 | 知、研修及び訓練を <u>定期</u> | 画及び実 | (特第 | 知、研修及び訓練を実施 | |
| 24 条の | 的に実施しているか | 績がわか | 24 条の | しているか | |
| 2) | ○定期的に計画の見直し | <u> るもの</u> | 2) | <u>・</u> 計画の見直しを行ってい | |
| | を行 <u>い必要に応じて計</u> | | | るか | |
| | <u>画の変更を行</u> っている | | | | |
| | カ | | | | |
| 定員の | <u>○</u> 入所定員 <u>(</u> 又はユニット | <u>○</u> 国保連へ | 定員の | <u>・</u> 入所定員又はユニットご | ・業務日誌 |
| 遵守 | ごとの入居定員 <u>)</u> を上回 | の請求書 | 遵守 | との入居定員を上回っ | <u>・</u> 国保連^ |
| (特第 | っていないか | 控え | (特第 | ていないか | の請求書 |
| 25 条、第 | | | 25 条、第 | | 控え |
| 41 条) | | | 41条) | | |
| 衛生管 | ○感染症又は食中毒が発 | ○感染症及 | 衛生管 | ・必要に応じて衛生管理に | <u>・</u> 感染症及 |

| 理等 | 生し、まん延しないよう | び食中毒 | | 理等 | ついて、保健所の助言、 | び食中毒 |
|-------|------------------------------|----------------|--|------|---------------------------------------|---------------|
| (養第 | <u>次の措置</u> を講じている | の予防 <u>・</u> ま | | (養第 | 指導を求め、密接な連携 | の予防 <u>及</u> |
| 24条) | カュ | ん延防止 | | 24条) | を保っているか | <u>び</u> まん延 |
| (特第 | 感染症及び食中毒の予 | のための | | (特第 | <u>・</u> 感染症 <u>及び</u> 食中毒 <u>の予防</u> | 防止のた |
| 26 条) | 防 <u>・</u> まん延の防止のた | 対策を検 | | 26条) | <u>及び</u> まん延 <u>の防止のた</u> | めの対策 |
| | めの対策を検討する | 討する委 | | | <u>めの対策</u> を講じている | を検討す |
| | 委員会開催(おおむね | 員会 <u>の開</u> | | | カ・ | る委員会 |
| | 3月に1回 <u>以上)</u> | 催状況·結 | | | ・感染症 <u>又は</u> 食中毒の予防 | 名簿、委員 |
| | ・感染症及び食中毒の予 | 果がわか | | | <u>及び</u> まん延の防止のた | 会の記録 |
| | 防・まん延の防止のた | <u> るもの</u> | | | めの対策を検討する委 | <u>·</u> 感染症及 |
| | めの指針の整備 | <u>○</u> 感染症及 | | | 員会 <u>を</u> 3 <u>か</u> 月に1回 <u>開</u> | び食中毒 |
| | ・感染症及び食中毒の予 | び食中毒 | | | 催しているか | の予防 <u>及</u> |
| | 防・まん延の防止のた | の予防 <u>・</u> ま | | | ・職員の日々の感染罹患状 | <u>び</u> まん延 |
| | めの研修及び訓練の | ん延の防 | | | 況や健康状態を確認し | の防止の |
| | 定期実施 | 止のため | | | <u>ているか</u> | ための指 |
| | | の指針 | | | | 針 |
| | | <u>○</u> 感染症及 | | | | <u>·</u> 感染症及 |
| | | び食中毒 | | | | び食中毒 |
| | | の予防 <u>・</u> ま | | | | の予防 <u>及</u> |
| | | ん延の防 | | | | <u>び</u> まん延 |
| | | 止のため | | | | の防止の |
| | | の研修及 | | | | ための研 |
| | | び訓練の | | | | 修及び訓 |

| | | 実施状況• | | | 練の <u>記録</u> |
|-------|-------------------|------------------------|-------|-------------------------------|---------------|
| | | 結果がわ | | | |
| | | かるもの | | | |
| 秘密保 | ○個人情報の利用に当た | ○個人情報 | 秘密保 | ・個人情報の利用に当た | <u>•</u> 個人情報 |
| 持等 | り、入所者から同意を得 | の使用に | 持等 | り、入所者 <u>及び家族</u> から | 同意書 |
| (養第 | ているか | <u>関する</u> 同 | (養第 | 同意を得ているか | <u>・</u> 職員の秘 |
| 26 条) | ○退職者を含む、職員が入 | 意書 | 26 条) | ・退職者を含む、職員が入 | 密保持誓 |
| (特第 | 所者の秘密を保持する | <u>○</u> 職員の秘 | (特第 | 所者の秘密を保持する | 約書 |
| 28 条) | ことを誓約しているか | 密保持誓 | 28 条) | ことを誓約しているか | |
| | | 約書 | | | |
| 苦情処 | ○苦情受付の窓口を設置 | <u>○</u> 苦情の受 | 苦情処 | <u>・</u> 苦情受付の窓口 <u>がある</u> か | <u>・</u> 苦情の受 |
| 理 | するなど、必要な措置を | 付簿 | 理 | <u>・</u> 苦情 <u>の受付</u> 、内容等を記 | 付簿 |
| (養第 | 講じているか | <u>○</u> 苦情者へ | (養第 | 録、保管しているか | <u>・</u> 苦情者へ |
| 27 条) | ○苦情を受け付けた場合、 | の対応記 | 27条) | ・苦情の内容を踏まえたサ | の対応記 |
| (特第 | 内容等を記録、保管して | 録 | (特第 | ービスの質向上の取組 | 録 |
| 29 条) | いるか | | 29 条) | <u>を行っているか</u> | • 苦情対応 |
| | | | | | マニュア |
| | | | | | <u>ル</u> |
| 事故発 | ○事故発生の防止のため | ○事故発生 | 事故発 | ・事故が発生した場合の対 | <u>•</u> 事故発生 |
| 生の防 | <u>の指針を整備している</u> | の防止の | 生の防 | <u>応方法は定まっている</u> | の防止の |
| 止及び | <u>か</u> | ための指 | 止及び | <u> </u> | ための指 |
| 発 生 時 | ○市町村、入所者家族等に | 針 | 発 生 時 | ・市町村、家族等に報告し | 針 |
| の対応 | 報告しているか | <u>○</u> 市町村、 <u>入</u> | の対応 | ているか | • 事故対応 |

| / }/ | | -r +v ++ 1.b | | / }/ ~ /*/ ~ | | |
|-----------------|---------------------|-----------------------|--|------------------------------------|-------------------------------|-----------------------|
| (養第 | ○事故状況、事故に際して | · | | | <u>・</u> 事故状況、 <u>対応経過</u> が記 | マニュア |
| 29 条) | 採った処置が記録され | 等への <u>連</u> | | 29条) | 録されているか | <u>ル</u> |
| (特第 | ているか | 絡状況が | | (特第 | <u>・</u> 損害賠償すべき事故が発 | <u>•</u> 市町村、家 |
| 31 条) | ○損害賠償すべき事故が | わかるも | | 31条) | 生した場合に、速やかに | 族等への |
| | 発生した場合に、速やか | <u>Ø</u> | | | 賠償を行 <u>うための対策</u> | 報告記録 |
| | に賠償を行 <u>って</u> いるか | ○事故に際 | | | <u>を講じて</u> いるか | • 再発防止 |
| | ○事故発生の防止のため | して採っ | | | ・再発防止のための取組を | 策の検討 |
| | の委員会及び職員に対 | た処置の | | | 行っているか | の記録 |
| | する研修を定期的に行 | 記録 | | | <u>・</u> 事故発生の防止のための | ・ヒヤリハ |
| | っているか | ○損害賠償 | | | 委員会及び職員に対す | ットの記 |
| | ○上記の措置を適切に実 | の実施状 | | | る研修を定期的に行っ | 録 |
| | 施するための担当者を | 況がわか | | | ているか | <u>•</u> 事故発生 |
| | <u>置いて</u> いるか | <u> るもの</u> | | | <u>・</u> 上記の措置を適切に実施 | 防止のた |
| | | ○事故発生 | | | するための担当者を <u>設</u> | めの委員 |
| | | 防止のた | | | 置しているか | 会議事録 |
| | | めの委員 | | | | <u>・</u> 研修の <u>記</u> |
| | | 会 の 開 催 | | | | <u>録</u> |
| | | 状況及び | | | | <u>・</u> 担当者を |
| | | 結果がわ | | | | 設置した |
| | | かるもの | | | | ことが <u>分</u> |
| | | <u>○</u> 研修の <u>計</u> | | | | かる文書 |
| | | 画及び実 | | | | |
| | | 績がわか | | | | |

| 虐待 の (を (を (を) (を) (を) (を) (を) () (| 防止するため次の措置 を講じているか ・虐待の防止のための対 策を検討する委員会 の定期開催及びその 結果の介護職員その 他従業者への周知 | 止のため の対策を 検討するの 関催 びわ がわ | | 虐防(30条) (31条2) | ための対策を検討する委員会を定期的に開催し、職員に周知しているか・虐待の発生・再発防止の指針を整備しているか・職員に対して虐待の発 | 開催記録 ・ 虐待の発 生・再発防 止の指針 ・ 研修計画、 実施記録 ・ 担当者を |
|---|---|---|--|-----------------------|---|--|
| 防止 | 防止 <u>するため次の措置</u> | 止のため | | 防止 | ための対策を検討する | 開催記録 |
| (養第 | を講じているか | の対策を | | (養第 | 委員会を定期的に開催 | <u>・</u> 虐待の <u>発</u> |
| 30条) | ・虐待の防止のための対 | 検討する | | 30条) | し、職員に周知している | 生•再発防 |
| (特第 | 策を検討する委員会 | 委員会の | | (特第 | <u>カ・</u> | 止の指針 |
| 31条2) | の定期開催及びその | 開催状況 | | 31条2) | ・虐待の発生・再発防止の | <u>•</u> 研修計画 <u>、</u> |
| | 結果の介護職員その | 及び結果 | | | 指針 <u>を</u> 整備 <u>しているか</u> | <u>実施記録</u> |
| | 他従業者への周知 | がわかる | | | ・ <u>職員に対して</u> 虐待の <u>発</u> | <u>・</u> 担当者を |
| | ・虐待の防止のための指 | もの | | | <u>生・再発</u> 防止の研修 <u>を</u> 実 | |
| | 針 <u>の</u> 整備 | <u>○</u> 虐待の防 | | | 施 <u>しているか</u> | ことが <u>分</u> |
| | ・虐待の防止の <u>ための</u> 研 | 止の <u>ため</u> | | | ・上記の措置を適切に実施 | <u>かる文書</u> |
| | 修 <u>の定期</u> 実施 | <u>の</u> 指針 | | | するための担当者を <u>設</u> | |
| | ・上記の措置を適切に実 | ○虐待の防 | | | <u>置して</u> いるか | |
| | 施するための担当者 | 止のため | | | | |
| | を <u>置いて</u> いるか | <u>の</u> 研修 <u>の</u> | | | | |
| | | 計画及び | | | | |
| | | 実績がわ | | | | |

| | | | かるもの | |
|-----|-----------------------------|--------------------|--------------------------|-------------------------------|
| | | | <u>~ 2000</u> ○担当者を | |
| | | | 置いてい | |
| | | | <u>る</u> ことが | |
| | | | <u>わかるも</u> | |
| | | | <u>0</u> | |
| | <u>介護現</u> | ○利用者の安全並びに介 | ○生産性向 | (新設) |
| | 場の生 | 護サービスの質の確保 | 上のため | |
| | 産性の | 及び職員の負担軽減に | の委員会 | |
| | 向上 (特 | <u>資する方策を検討する</u> | の開催状 | |
| | 第 31 条 | ための委員会を定期的 | 況がわか | |
| | <i>𝒯</i> 3) | に開催しているか | <u> るもの</u> | |
| | ※ 令 和 | | | |
| | 9年3 | | | |
| | 月 31 日 | | | |
| | <u>まで努</u> | | | |
| | 力義務 | | | |
| 注 | 注1)(養第○条)は養護老人ホームの設備及び運営に関す | | | |
| | | 昭和 41 年厚生省令第 19 号) | | る基準(昭和41年厚生省令第19号)の該当条項 |
| 注 2 | | 条)は特別養護老人ホームの | | |
| | 関する基準 | 準(平成 11 年厚生省令第 46 | 号)の該当条項 | 関する基準(平成 11 年厚生省令第 46 号)の該当条項 |

(削除)

注3) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に

関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労

働省令第9号)附則により施行期日の定めがある事項 に係る確認項目及び確認文書の取扱いは次のとおりと する。

ア 「勤務体制の確保等」のうち認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置に係る事項、「業務継続計画の策定等」、「衛生管理等」のうち訓練の記録に係る事項、「虐待の防止」 令和6年4月1日より適用(令和6年3月31日まで

<u>は努力義務)</u> イ 「事故発生の防止及び発生時の対応」のうち担当者 の設置に係る事項

令和3年10月1日より適用(令和3年9月30日までは努力義務)

別表

養護老人ホ特別養護老
人ホーム
(養第7条)特別養護老
地域密着型
大ホーム(特別養護老
特別養護老
人ホーム(第
大ホーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大カーム(第
大力)(第
大カーム(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第
大力)(第<br

別表

| 養護老人ホ | 特別養護老 | ユニット型 |
|--------|---------|---------|
| ーム | 人ホーム | 地域密着型 |
| (養第7条) | (特第7条) | 特別養護老 |
| | 地域密着型 | 人ホーム(特 |
| | 特別養護老 | 第 34 条) |
| | 人ホーム(第 | ユニット型 |
| | 59 条準用) | 地域密着型 |

| | | | 特別養護老 | | | | 特別養護老 |
|------|---------|---------|---------|------|---------|---------|---------|
| | | | 人ホーム(第 | | | | 人ホーム(第 |
| | | | 63 条準用) | | | | 63 条準用) |
| 運営規程 | 1. 施設の目 | 1.施設の目 | 1. 施設の目 | 運営規程 | 1. 施設の目 | 1. 施設の目 | 1. 施設の目 |
| | 的及び運 | 的及び運 | 的及び運 | | 的及び運 | 的及び運 | 的及び運 |
| | 営の方針 | 営の方針 | 営の方針 | | 営の方針 | 営の方針 | 営の方針 |
| | 2.職員の職 | 2.職員の職 | 2.職員の職 | | 2.職員の職 | 2.職員の職 | 2.職員の職 |
| | 種、数及び | 種、数及び | 種、数及び | | 種、数及び | 種、数及び | 種、数及び |
| | 職務の内 | 職務の内 | 職務の内 | | 職務の内 | 職務の内 | 職務の内 |
| | 容 | 容 | 容 | | 容 | 容 | 容 |
| | 3.入所定員 | 3.入所定員 | 3.入居定員 | | 3.入所定員 | 3.入所定員 | 3. 入居定員 |
| | 4.入所者の | 4.入所者の | 4.ユニット | | 4.入所者の | 4.入所者の | 4.ユニット |
| | 処遇の内 | 処遇の内 | の数、ユニ | | 処遇の内 | 処遇の内 | の数、ユニ |
| | 容 | 容及び費 | ットごと | | 容 | 容及び費 | ットごと |
| | 5. 施設の利 | 用の額 | の入居定 | | 5. 施設の利 | 用の額 | の入居定 |
| | 用に当た | 5.施設の利 | 員 | | 用に当た | 5. 施設の利 | 員 |
| | っての留 | 用に当た | 5. 入居者へ | | っての留 | 用に当た | 5. 入居者へ |
| | 意事項 | っての留 | のサービ | | 意事項 | っての留 | のサービ |
| | 6. 非常災害 | 意事項 | スの提供 | | 6.非常災害 | 意事項 | スの提供 |
| | 対策 | 6.緊急時等 | の内容及 | | 対策 | 6.緊急時等 | の内容及 |
| | 7.虐待の防 | における | び費用の | | 7. 虐待の防 | における | び費用の |
| | 止のため | 対応方法 | 額 | | 止のため | 対応方法 | 額 |
| | の措置に | 7. 非常災害 | 6. 施設の利 | | の措置に | 7. 非常災害 | 6.施設の利 |

| | 関する事 | 対策 | 用に当た | | 関する事 | 対策 | 用に当た |
|------|---------|---------|----------|----------|-----------|---------|----------|
| | 項 | 8.虐待の防 | っての留 | | 項 | 8.虐待の防 | っての留 |
| | 8. その他施 | 止のため | 意事項 | | 8. その他施 | 止のため | 意事項 |
| | 設の運営 | の措置に | 7. 緊急時等 | | 設の運営 | の措置に | 7.緊急時等 |
| | に関する | 関する事 | における | | に関する | 関する事 | における |
| | 重要事項 | 項 | 対応方法 | | 重要事項 | 項 | 対応方法 |
| | | 9. その他施 | 8. 非常災害 | | | 9. その他施 | 8. 非常災害 |
| | | 設の運営 | 対策 | | | 設の運営 | 対策 |
| | | に関する | 9.虐待の防 | | | に関する | 9.虐待の防 |
| | | 重要事項 | 止のため | | | 重要事項 | 止のため |
| | | | の措置に | | | | の措置に |
| | | | 関する事 | | | | 関する事 |
| | | | 項 | | | | 項 |
| | | | 10. その他施 | | | | 10. その他施 |
| | | | 設の運営 | | | | 設の運営 |
| | | | に関する | | | | に関する |
| | | | 重要事項 | | | | 重要事項 |
| (削险) | | | 注) 投票昆克 | はサービッ竿の国 | 其業の 1 目 報 | 借及び選挙に関 | |

(削除)

注)指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)附則により施行期日の定めがある「虐待の防止のための措置に関する事項」については、令和6年4月1日より適用(令和6年3月31日までは努力義務)

(改正後全文)

老発 1115 第 4 号 令和3年11月15日

(一部改正)

老発 0331 第 8 号 令和 4 年 3 月 31 日 老発 0704 第 8 号 令和 6 年 7 月 4 日

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

厚生労働省老健局長 (公印省略)

老人福祉施設に係る指導監査について (通知)

老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく老人福祉施設(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに限る。以下同じ。)に対する指導監査については、適正な施設連営を図るとともに、指導監査に係る事務負担を軽減し、これを効率的に実施する必要があることから、別添「老人福祉施設指導監査指針」を定めたので、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長におかれては、これを参考に指導監査を実施されたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の 規定による技術的助言として発出するものである。

また、本通知の発出に伴い「老人福祉施設に係る指導監査について」(平成 12年5月12日老発第481号)は廃止する。

老人福祉施設指導監査指針

第1 目的

この指導監査指針は、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長(以下「都道府県等」という。)が、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第18条の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム(以下「老人福祉施設」という。)の長に対して行う指導監査に関する基本事項を定めることにより、適正な施設連営を図ることを目的とする。

第2 指導監査方法等

1. 指導監査の形態等

指導監査は、「一般監査」及び「特別監査」とし、関係者から関係書類等 を基に説明を求め面談方式で行う。

なお、一般監査に限り、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の 実地でなくても確認できる内容については、情報セキュリティの確保を前提 としてオンライン等を活用することができる。活用に当たっては、老人福祉 施設の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

(1) 一般監査

一般監査は、原則として3年に1回は、実地に全対象老人福祉施設に対し、別紙「確認項目及び確認文書」に基づき行うこととする。ただし、施設の人員、設備及び運営に関して疑義が生じ詳細を確認する必要があると認めるときは、この限りでない。

また、当該監査において問題点等を発見した場合には、原則によらず必要の都度、一般監査を行うこととする。

なお、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設である特別養護老人ホーム、指定特定施設入居者生活介護事業所又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所である養護老人ホームに対する一般監査は、介護保険施設等指導指針(「介護保険施設等の指導監督について」(令和4年3月31日老発0331第6号)別添1)に基づく指導と併せて行うことができる。

(2) 特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

ア. 施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由が あるとき

- イ. 最低基準違反があると疑うに足りる理由があるとき
- ウ. 高齢者虐待の疑いがあるとき
- エ. 一般監査によっても是正の改善がみられないとき
- オ. 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき

2. 指導監査計画等

(1) 一般監査

老人福祉施設に対する一般監査の実施に当たっては、監査方針、実施 時期及び具体的方法等について実施計画を策定するものとする。

なお、その際には、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 56 条第 1 項の規定に基づく社会福祉法人に対する一般監査及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 23 条の規定による保険給付に関する文書の提出等及び第 24 条の規定による介護給付等に関する帳簿書類の提示等及びそれに基づく措置として、介護保険施設及び事業者に対して行う保険給付及び予防給付に係る施設介護サービス費等の内容並びに介護給付等に係る費用の請求に関する指導を行う場合に、その対象となる施設等が同一所在地や近隣に所在する場合は、自治体の担当部署間で調整を行い、施設を運営する法人の状況を踏まえ同日又は連続した日程で全体の実施計画を策定するよう検討すること。

(2) 特別監査

不正又は著しい不当、最低基準違反等の問題及び高齢者虐待の疑いを 有する老人福祉施設を対象に随時適切に実施するものとする。

3. 指導監査の実施通知

都道府県等は、指導監査の対象となる老人福祉施設を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該老人福祉施設の長に通知するものとする。

なお、特別監査については、あらかじめ通知したのでは当該施設の状況を 確認することができないと認められる場合は、監査開始時に通知する。

- (1) 指導監査の根拠規定
- (2) 指導監査の日時及び場所
- (3) 監査担当者
- (4) 出席者
- (5) 準備すべき書類等

第3 指導監査後の措置

1. 指導監査結果の通知

指導監査の結果については、改善を要すると認められた事項について講評を行うものとし、後日文書によって指導の通知を行うものとする。

2. 改善報告書の提出

文書で指摘した事項については、改善報告の提出を求めるものとする。

3. 改善命令等

上記1の通知の事項について、改善の措置が講じられない場合は、個々の 内容に応じ、老人福祉法第19条の規定により改善命令等所要の措置を講ず るものとする。

4. 改善状況の確認

上記1の改善を要すると認められた事項については、必要の都度、一般監査を実施し、確認するものとする。

第4 その他

都道府県等は、指導監査の状況について、別に定めることにより、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告を行うものとする。

確認項目及び確認文書

| | | 確認項目 | 確認文書 |
|-----------|-------------|-------------------|----------|
| 人 | 職員の配置 | ○入所者に対し、職員数は適切である | ○職員の勤務体 |
| 員 | (養第 12 条) | カュ | 制及び勤務実 |
| | (特第 12 条、 | ○必要な専門職が配置されているか | 績がわかるも |
| | 第 56 条) | ○専門職は必要な資格を有している | の(例:勤務体 |
| | | カュ | 制一覧表、勤務 |
| | | | 実績表) |
| | | | ○職員の勤怠状 |
| | | | 況がわかるも |
| | | | の (例:タイム |
| | | | カード、勤怠管 |
| | | | 理システム) |
| | | | ○資格要件に合 |
| | | | 致しているこ |
| | | | とがわかるも |
| | | | の(例:職員の |
| | | | 資格証の写し) |
| 設 | 設備 | ○必要な設備を有してるか【目視】 | ○平面図 |
| 備 | (養第3条、 | ○目的に沿った仕様になっているか | |
| | 第4条、第11 | 【目視】 | |
| | 条) | | |
| | (特第3条、 | | |
| | 第4条、第11 | | |
| | 条、第35条、 | | |
| | 第 55 条、第 61 | | |
| \ <u></u> | 条) | | O NE |
| 運 | 運営規程 | ○運営における重要事項(別表)につ | │○運営規程 |
| 営 | (養第7条) | いて定めているか | |
| | (特第7条、 | | |
| | 第 34 条) | | |

| 11 告以(5 与 4 L / / / · | ○北帝以序 (1.以 豆 1.皮 11.唇枕) | ○北梁≪中中。 |
|----------------------------------|-------------------------|----------|
| 非常災害対策 | 〇非常災害(火災、風水害、地震等) | ○非常災害時の |
| (養第8条) | に対する具体的計画はあるか | 対応計画(管轄 |
| (特第8条) | ○非常災害時の関係機関への通報及 | 消防署へ届け |
| | び連携体制は整備されているか | 出た消防計画 |
| | ○避難・救出等の訓練を定期的に実施 | (風水害、地震 |
| | しているか | 対策含む)又は |
| | | これに準ずる |
| | | 計画) |
| | | ○運営規程 |
| | | ○避難・救出等訓 |
| | | 練の実施状況 |
| | | がわかるもの |
| | | ○通報、連絡体制 |
| | | がわかるもの |
| 記録 | ○入所者の処遇(入所者の処遇に関す | ○サービス提供 |
| (養第9条) | る計画、具体的な処遇の内容、その | 記録 |
| (特第9条) | 他必要な事項)を記録し、保存して | ○処遇に関する |
| | いるか | 記録 |
| | | ○モニタリング |
| | | の結果がわか |
| | | るもの |
| 施設長 | ○施設長は常勤専従か、他の職務を兼 | ○施設長の雇用 |
| (養第6条、 | 務している場合、兼務体制は適切か | 形態がわかる |
| 第 12 条) | | もの |
| (特第6条、 | | ○施設長の勤務 |
| 第 12 条、第 56 | | 体制及び勤務 |
| 条) | | 実績がわかる |
| | | もの(勤務体制 |
| | | 一覧表、勤務実 |
| | | 績表) |
| | | ○施設長の勤怠 |
| | | 状況がわかる |
| | | もの(例:タイ |
| | | ムカード、勤怠 |
| | | 管理システム) |
| | | ' / |

○アセスメント 入退所 ○入所者の心身の状況、生活歴、病歴 (養第 14 条) 等の把握に努めているか の結果がわか (特第 13 条) ○入所者が居宅において日常生活を るもの 営むことができるか、多職種(生活 ○モニタリング 相談員、介護職員、看護職員等)で の結果がわか 定期的に協議・検討しているか(養 るもの 護老人ホームを除く) ○施設サービス 計画 ○入所検討委員 会会議録 処遇に関する ○入所者の心身の状況、希望等を踏ま ○処遇に関する (施設サービ 計画 えて処遇に関する計画が立てられ (養第 15 条) ス) 計画(入所 ているか ○当該計画に際し、本人の同意を得て (特第 14 条) 者の同意があ いるか(養護老人ホームを除く) ったことがわ ○達成状況に基づき、新たな処遇に関 かるもの) する計画が立てられているか ○サービス提供 記録 ○処遇に関する 記録 処遇方針 ○身体的拘束等 ○生命又は身体を保護するため、緊急 (養第 16 条) やむを得ない場合を除き、身体的拘 の記録(身体的 (特第15条、 東等(身体拘束その他入所者の行動 拘束等がある 第36条) を制限する行為を含む)を行ってい 場合) ○身体的拘束等 ないか ○身体的拘束等を行う場合に要件(切 の適正化のた 迫性、非代替性、一時性)を全て満 めの指針 たしているか ○身体的拘束等 ○身体的拘束等を行う場合、その態様 の適正化検討 委員会の開催 及び時間、その際の利用者の心身の 状況並びに緊急やむを得ない理由 状況及び結果 を記録しているか がわかるもの ○身体的拘束等の適正化のための対 ○身体的拘束等 策を検討する委員会を3月に1回 の適正化のた 以上開催しているか めの研修の開 ○身体的拘束等の適正化のための指 催状況及び結

| 介護 (特第 16 条、 第 37 条、第 57 条、第 62 条) | 針を整備しているか ○介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に開催しているか ○入浴回数は適切か、褥瘡予防体制は整備されているか | 果がわかるも の 〇サービス提供 記録 |
|---|---|--|
| 入所者の入院 期間中の取扱 い (特第22条) | ○おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときに適切な便宜を供与しているか | ○サービス提供 記録 |
| 緊急時等の対 応 (特第 22 条 の 2) | ○配置医師等との連携方法その他の 緊急時における対応方法が定めら れているか○当該方法は年1回以上見直されて いるか | ○緊急時等にお ける対応方法 を定めたもの |
| 勤務体制の確保等 (養第 23 条) (特第 24 条、 第 40 条) | ○職員の勤務体制が定められているかの ○サービス提供は施設の職員によって行われているか(養護老人ホームを除く) ○入所者の処遇に直接影響する業務を委託していないか(同上) ○資質向上のために研修の機会を確保しているかの ○認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているかの ○性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか | ○ 職制績の制実雇動わ研びる職ハに境たのびわの質表の非るの績のにスる化の動動か勤、 態勤の計が おメ就防針務務る務勤 () 画わ けン業止めのような () からまからまからまからまからまからまからまから () はいりのでものがある。 はいりのでは、 () がられるいると、 () がられるいると、 () がられると、 () がら |

| 業務継続計画 | ○感染症、非常災害発生時のサービス | ○業務継続計画 |
|-----------|-------------------|---------|
| の策定等 | の継続実施及び早期の業務再開の | ○研修の計画及 |
| (養第 23 条 | 計画(業務継続計画)の策定及び必 | び実績がわか |
| の2) | 要な措置を講じているか | るもの |
| (特第 24 条 | ○職員に対する計画の周知、研修及び | ○訓練の計画及 |
| の2) | 訓練を定期的に実施しているか | び実績がわか |
| | ○定期的に計画の見直しを行い必要 | るもの |
| | に応じて計画の変更を行っている | |
| | カゝ | |
| 定員の遵守 | ○入所定員(又はユニットごとの入居 | ○国保連への請 |
| (特第 25 条、 | 定員)を上回っていないか | 求書控え |
| 第 41 条) | | |
| 衛生管理等 | ○感染症又は食中毒が発生し、まん延 | ○感染症及び食 |
| (養第 24 条) | しないよう次の措置を講じている | 中毒の予防・ま |
| (特第 26 条) | カュ | ん延防止のた |
| | ・感染症及び食中毒の予防・まん延 | めの対策を検 |
| | の防止のための対策を検討する | 討する委員会 |
| | 委員会開催(おおむね3月に1回 | の開催状況・結 |
| | 以上) | 果がわかるも |
| | ・感染症及び食中毒の予防・まん延 | Ø |
| | の防止のための指針の整備 | ○感染症及び食 |
| | ・感染症及び食中毒の予防・まん延 | 中毒の予防・ま |
| | の防止のための研修及び訓練の | ん延の防止の |
| | 定期実施 | ための指針 |
| | | ○感染症及び食 |
| | | 中毒の予防・ま |
| | | ん延の防止の |
| | | ための研修及 |
| | | び訓練の実施 |
| | | 状況・結果がわ |
| | | かるもの |
| 秘密保持等 | ○個人情報の利用に当たり、入所者か | ○個人情報の使 |
| (養第 26 条) | ら同意を得ているか | 用に関する同 |
| (特第 28 条) | ○退職者を含む、職員が入所者の秘密 | 意書 |
| | を保持することを誓約しているか | ○職員の秘密保 |
| | | 持誓約書 |
| | | |

| 苦情処理 | ○苦情受付の窓口を設置するなど、必 | ○苦情の受付簿 |
|-----------|-------------------|----------|
| (養第 27 条) | 要な措置を講じているか | ○苦情者への対 |
| (特第 29 条) | ○苦情を受け付けた場合、内容等を記 | 応記録 |
| | 録、保管しているか | |
| 事故発生の防 | ○事故発生の防止のための指針を整 | ○事故発生の防 |
| 止及び発生時 | 備しているか | 止のための指 |
| の対応 | ○市町村、入所者家族等に報告してい | 針 |
| (養第 29 条) | るか | ○市町村、入所者 |
| (特第 31 条) | ○事故状況、事故に際して採った処置 | 家族等への連 |
| | が記録されているか | 絡状況がわか |
| | ○損害賠償すべき事故が発生した場 | るもの |
| | 合に、速やかに賠償を行っているか | ○事故に際して |
| | ○事故発生の防止のための委員会及 | 採った処置の |
| | び職員に対する研修を定期的に行 | 記録 |
| | っているか | ○損害賠償の実 |
| | ○上記の措置を適切に実施するため | 施状況がわか |
| | の担当者を置いているか | るもの |
| | | ○事故発生防止 |
| | | のための委員 |
| | | 会の開催状況 |
| | | 及び結果がわ |
| | | かるもの |
| | | ○研修の計画及 |
| | | び実績がわか |
| | | るもの |
| | | ○担当者を置い |
| | | ていることが |
| | | わかるもの |

| | 虐待の防止 | ○虐待の発生又は再発を防止するた | ○虐待の防止の |
|-----|------------|---------------------|--------------|
| | (養第 30 条) | め次の措置を講じているか | ための対策を |
| | (特第 31 条 | ・虐待の防止のための対策を検討す | 検討する委員 |
| | 2) | る委員会の定期開催及びその結 | 会の開催状況 |
| | | 果の介護職員その他従業者への | 及び結果がわ |
| | | 周知 | かるもの |
| | | ・虐待の防止のための指針の整備 | ○虐待の防止の |
| | | ・虐待の防止のための研修の定期実 | ための指針 |
| | | 施 | ○虐待の防止の |
| | | ・上記の措置を適切に実施するため | ための研修の |
| | | の担当者を置いているか | 計画及び実績 |
| | | | がわかるもの |
| | | | ○担当者を置い |
| | | | ていることが |
| | | | わかるもの |
| | 介護現場の生 | ○利用者の安全並びに介護サービス | ○生産性向上の |
| | 産性の向上 | の質の確保及び職員の負担軽減に | ための委員会 |
| | (特第 31 条 | 資する方策を検討するための委員 | の開催状況が |
| | の3) | 会を定期的に開催しているか | わかるもの |
| | ※令和9年3 | | |
| | 月 31 日まで | | |
| | 努力義務 | | |
| 沙 1 |) (差笠○久) は | ·養護老人ホームの設備及び運営に関する | 甘淮 (四至 41 年戸 |

- 注1)(養第〇条)は養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)の該当条項
- 注2) (特第〇条) は特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 46 号) の該当条項

| | | T | |
|------|------------|---------------|-------------|
| | 養護老人ホーム | 特別養護老人ホーム | ユニット型地域密着 |
| | (養第7条) | (特第7条) | 型特別養護老人ホー |
| | | 地域密着型特別養護 | ム(特第 34 条) |
| | | 老人ホーム (第 59 条 | ユニット型地域密着 |
| | | 準用) | 型特別養護老人ホー |
| | | | ム(第 63 条準用) |
| 運営規程 | 1. 施設の目的及び | 1. 施設の目的及び運 | 1. 施設の目的及び |
| | 運営の方針 | 営の方針 | 運営の方針 |
| | 2.職員の職種、数 | 2.職員の職種、数及 | 2.職員の職種、数及 |
| | 及び職務の内容 | び職務の内容 | び職務の内容 |
| | 3.入所定員 | 3.入所定員 | 3. 入居定員 |
| | 4.入所者の処遇の | 4.入所者の処遇の内 | 4. ユニットの数、ユ |
| | 内容 | 容及び費用の額 | ニットごとの入 |
| | 5. 施設の利用に当 | 5. 施設の利用に当た | 居定員 |
| | たっての留意事 | っての留意事項 | 5. 入居者へのサー |
| | 項 | 6.緊急時等における | ビスの提供の内 |
| | 6. 非常災害対策 | 対応方法 | 容及び費用の額 |
| | 7. 虐待の防止のた | 7. 非常災害対策 | 6. 施設の利用に当 |
| | めの措置に関す | 8. 虐待の防止のため | たっての留意事 |
| | る事項 | の措置に関する事 | 項 |
| | 8. その他施設の運 | 項 | 7. 緊急時等におけ |
| | 営に関する重要 | 9. その他施設の運営 | る対応方法 |
| | 事項 | に関する重要事項 | 8. 非常災害対策 |
| | | | 9. 虐待の防止のた |
| | | | めの措置に関す |
| | | | る事項 |
| | | | 10. その他施設の運 |
| | | | 営に関する重要 |
| | | | 事項 |
| | | L | <u> </u> |